

飲食店に対する感染防止対策要請への対応状況調査等について

1 感染防止対策要請への対応状況調査

- ①対象 仙台市内の食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ②調査内容 アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）等感染防止対策の実施状況，ガイドラインの遵守状況，酒類提供終日停止 等

2 営業時間短縮の要請への対応状況調査

○仙台市(特措法第31条の6①)

- ①対象 食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ②要請内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業

○仙台市以外(特措法第24条⑨)

- ①対象 食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
 - ②要請内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業
- ※実施方法：市町村の協力を得て実施

飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせ

国民の皆様へ ～飲食店を選ぶ際のポイント～

●アクリル板の設置
(座席の間隔の確保)

●食事中以外の
マスク着用の推奨

●手指消毒の徹底

●換気の徹底
(1,000ppm以下で)

※主な飲食店予約サイトで飲食店の感染症対策が確認できます。

飲食店に行く際は、できるだけ、家族が、4人までをお願いします！

飲食店の皆様へ ～設備支援があります～

小規模事業者持続化補助金-感染症リスク軽減型(経済産業省)

- ・小規模事業者の販路開拓や感染防止対策費用を最大100万円、3/4補助緊急事態宣言の影響により対象となる月の売上▲30%で、補助金額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円から最大50万円に引上げ
- ・3月31日公募開始 ※1万円単位のもの対象

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

内閣官房 コロナ 支援 🔍 で検索すると、最新の支援策一覧が掲載されています。